

答 申 情 第 2 0 3 号
令 和 7 年 9 月 1 1 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年11月1日付け都建安第1061号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

「違反建築物是正指導の手引」に係る公文書一部公開決定事案（諮問情第311号）

1 審議会の結論

処分庁が非公開とした部分のうち、別表に示す部分については公開すべきであるが、その余の部分について非公開としたことは妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和6年6月20日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「①建築基準法6条の建築申請が行われていないのではないかと相談を受けた際の対応及びその後の対応に関して記載されている一切の文書②建築基準法違反のおそれがある建物に関して相談を受けた際の対応及びその後の対応に関して記載されている一切の文書」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「違反建築物是正指導の手引 令和5年3月」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和6年7月5日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第4号及び6号に該当

違反建築物の是正指導に係る手法や手順等が分かる部分を公開することにより、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるため。

また、違反建築物の取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするとともに、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。

- (3) 審査請求人は、令和6年10月2日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 違反建築物に対する指導及び措置について

処分庁は、建築基準法（以下「法」という。）に基づき、違反建築物の取締りに係る指導業務を行っている。

法の規定又は法の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、所有者等に対し、工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる（法第9条第1項）。

なお、命令を行った建築物については、その建築物の所在地、命令を受けた者の氏名、命令の内容等を公表している（法第9条第13項）。

(2) 本件請求に係る文書について

審査請求人は本件請求において、「①法第6条の建築申請が行われていないのとはいかと相談を受けた際の対応及びその後の対応に関して記載されている一切の文書②法違反のおそれがある建物に関して相談を受けた際の対応及びその後の対応に関して記載されている一切の文書」の公開を求めている。

本件請求に係る公文書として、法第6条に基づく建築確認申請がなされていないのではないかと（無確認建築物）との相談を含む、法違反のおそれがある建築物に関する相談を受けた際の対応やその後の対応が記載された本件公文書が存在する。

なお、本件公文書は、行政内部で使用することを目的としており、広く一般に公開することを想定して作成したものではなく、特に指導対象者にその内容が知られることを想定していない文書である。

(3) 条例第7条第4号に該当することについて

処分庁が行っている違反建築物の取締りに係る指導業務は本件公文書に基づき行われているものであり、本件公文書には、現場調査の内容やその現場での措置内容、周囲への影響度や危険性の判断基準、行政処分の判断基準等、建築物に関する違反指導業務の手法や手順が詳細に記載されている。

これらが記載された非公開部分を公にした場合、悪意を持った者が、調査の妨害や違反箇所の巧妙な隠匿を行う可能性がある。それにより、違反建築物の増加につながり、ひいては平穏、正常な市民生活、社会の風紀等の維持に支障が生じるおそれがあることから、条例第7条第4号に該当するものと判断する。

なお、たとえ条例第7条第4号に該当しないとしても、4(4)のとおり条例第7条第6号に該当するものと判断し、本件公文書の非公開部分について変更はない。

(4) 条例第7条第6号に該当することについて

処分庁が行っている違反建築物の取締りに係る指導業務は本件公文書に基づき行われているものであり、本件公文書には、現場調査の内容やその現場での措置内容、周囲への影響度や危険性の判断基準、行政処分の判断基準等、建築物に関する違反指導業務の手法や手順が詳細に記載されている。

これらが記載された非公開部分を公にした場合、悪意を持った者が、調査の妨害や違反箇所の巧妙な隠匿を行う可能性がある。それにより、建築物に関する違反指導業務における正確な事実の把握を困難にするとともに、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、条例第7条第6号に該当するものと判断する。

(5) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 条例第7条第4号に該当しないことについて

第7条第4号は、司法警察活動を対象とするものであり、建築規制などの行政警察活動は、本号の対象外である。

ゆえに、7条4号に該当するとの主張は誤りである。

なお、処分庁が条例7条4号に該当すると主張する理由が、「処分庁が行っている違反建築物の取締りに係る指導業務」が行政警察活動ではなく、司法警察活動を意味するという趣旨であれば、その具体的な説明を求める。

(2) 条例第7条第6号に該当しないことについて

指導の手順等が明らかになることによって、具体的にどのように「正確な事実の把握を困難にするとともに、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある」のか不明である。

建築基準法違反があれば、それに対して是正命令や行政指導を行うことは当然であり、そのことが明らかにされることによって、「正確な事実の把握を困難にするとともに、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある

る」とは言えない。

また、行政指導は、法令等の基準をもとにしつつも、個別の事情に応じて、行政の裁量圏内において柔軟に行われるものである。本件公文書に、指導の手順等が記載されているとしても、本件公文書に記載されている指導の手順等が全ての事例に当てはまるものではない。ゆえに、「正確な事実の把握を困難にするとともに、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」はない。

また、今回の情報公開では、殆どの部分が不開示となっているが、不開示となっているすべての部分が処分庁の主張する「悪意を持った者が、調査の妨害や違反箇所の巧妙な隠匿を行う可能性がある」に繋がるものとは考えられない。

ゆえに、少なくとも「悪意を持った者が、調査の妨害や違反箇所の巧妙な隠匿を行う可能性がある」部分以外の部分は7条6号に該当しない。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、法違反のおそれがある建築物に関する指導方針や指導手続が記載された、行政内部で使用することを目的とした手引である。職員が現場で調査する内容や行政処分の判定基準、法的手続きの流れ、取締りのノウハウが記載されている。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、本件処分に係る非公開箇所は次のとおり条例第7条第4号及び第6号に該当すると主張する。

違反建築物の取締りに係る指導業務は本件公文書に基づき行われているものであり、本件公文書には、現場調査の内容やその現場での措置内容、周囲への影響度や危険性の判断基準、行政処分の判断基準等、建築物に関する違反指導業務の手法や手順が詳細に記載されている。

これらが記載された非公開部分を公にした場合、悪意を持った者が、調査の妨害や違反箇所の巧妙な隠匿を行う可能性がある。それにより、建築物に関する違反指導業務における正確な事実の把握を困難にするとともに、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、条例第7条第6号に該当するものと判断する。

また、調査の妨害や違反箇所の隠匿によって違反建築物の増加につながると、平穏、正常な市民生活、社会の風紀等の維持に支障が生じるおそれがあることから、条例第7条第4号に該当するものと判断する。

イ 一方、審査請求人は、条例第7条第4号及び第6号に該当しないと主張する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、本市等が行う事務事業の中には、監査、契約、調査に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、公開することによって、その目的が損なわれたり、公正かつ適切な執行が妨げられるものがあるため、これらに係る情報について、非公開とすることを定めたものである。

イ 当審議会において、本件公文書を見分したところ、建築物に関する違反指導業務の手法や手順が詳細に記載されていることが認められた。一般に、本件におけるような行政指導については、指導対象者からの反発等の困難も容易に想定される中、是正指導により、いかに法令違反の状態の解消を実現させられるかについては、その手法や手段の有効性の確保が重要である。本件の是正指導の内容が公になり、どのような手法や手段がとられているかが具体的に明らかになれば、これを知った者による是正指導の回避を助長する可能性があることは否定できないことから、本件公文書で6(3)ウに該当しない箇所については、条例第7条第6号に該当し得ると判断する。

ウ しかしながら、本件公文書で非公開としていた箇所の一部には、公知の事実や法令そのものに係る記載や、違反建築物に貼付又は標識として現場に設置する内容の記載があることが認められた。違反是正に関する用語の定義や解説にとどまる箇所や、対外的に明らかになる公示様式等の一部については、公にしたとしても「正確な事実の把握を困難にするおそれ」や「違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるとまではいえないことから、当該箇所については公開することに支障はないと判断する。

エ なお、処分庁が非公開としている参考様式のうち、「建築基準法による命令の公告」の記載内容の一部については、違反建築物に関する行政指導の具体的な手段が記載されており、処分庁に確認したところ、広く公になっている是正指導の手法ではないとのことであった。このため、当該箇所に係る公告の記載内容については、条例第7条第6号に該当する非公開情報であると判断する。

オ よって、当審議会としては、6(3)ウについては、公にすることにより、取締りの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものではなく、条例第7条第6号に規定する非公開情報に該当しないと判断する。

(4) 条例第 7 条第 4 号該当性について

本件公文書のうち 6 (3)ウに該当するものについては、平穩、正常な市民生活、社会の風紀等の維持に支障が生じるおそれがあるとはいえないことから、条例第 7 条第 4 号に該当しないと判断する。

(5) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表 公開すべきとした箇所

	公開すべき箇所
目次 1 頁	1 0 行目から 1 4 行目まで
目次 3 頁	1 行目から 2 行目まで、1 0 行目から 1 1 行目まで、1 9 行目
本文 3 頁・4 頁	すべて
本文 4 4 頁	2 8 行目から 3 7 行目まで
本文 4 5 頁	すべて
本文 4 6 頁	1 行目から 1 7 行目の 1 6 文字目まで、1 8 行目から 2 3 行目 3 4 文字目まで、2 5 行目から 2 9 行目まで
本文 4 7 頁	すべて
本文 4 8 頁	1 行目から 8 行目の 1 3 文字目までと 8 行目の 3 1 文字目、9 行目から 3 4 行目まで
本文 4 9 頁	すべて
【参考様式 4】 【参考様式 5】	すべて
【参考様式 1 3】	1 行目から 1 1 行目まで、1 4 行目から 1 8 行目まで

(参 考)

1 審議の経過

令和 6 年 1 1 月 1 日 諮問

1 1 月 2 9 日 諮問庁からの弁明書の提出

令和 7 年 7 月 3 1 日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和 7 年度第 3 回会議）

8 月 1 9 日 審議（令和 7 年度第 4 回会議）

9 月 1 1 日 審議（令和 7 年度第 5 回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第 1 部会（部会長 北村 和生）